茅ヶ崎市保存樹林指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例施行規則(昭和49年茅ヶ崎市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例(昭和49年茅ヶ崎市条例第2号。以下「条例」という。)に規定する保存樹林に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

- 第2条 条例第16条第1項に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げる要件を全て 満たすものとする。
 - (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の規定による都市計画区域内に存し、かつ都市計画法第7条の規定による市街化区域内に存する樹林であること。
 - (2) 樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれている樹林であること。
 - (3) 樹林の面積が一体で300平方メートル以上であること。
 - (4) 茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等が所有していない樹林であること。

(指定の申出)

- 第3条 条例第16条第1項の規定による保存樹林の指定を受けようとする者は、保存樹林等指定申出書(第1号様式)により市長に申し出るものとする。
- 2 市長は前項の規定による申し出があったときは、現地調査を行い、その適否を保存樹 林等指定決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(標識の設置)

- 第4条 条例第17条の規定による標識に記載する事項は、次の各号に掲げるものとする
 - (1) 保存樹林の表示
 - (2) 指定番号
 - (3) 指定年月日
 - (4) 指定者の表示
 - (5) その他必要な事項

(面積計算)

第5条 樹林の面積計算は、原則として茅ヶ崎市固定資産税課税台帳の課税面積とする。 ただし、建築物及び部分的に相当の空間地のある場合は、茅ヶ崎市固定資産税課税台帳 に記載された面積からその部分の面積を差し引いた面積とする。

(解除の条件)

第6条 条例第22条第2項に規定する保存樹林等の指定を解除することができるときは は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 相続の発生等により土地の分割及び譲渡するとき。
- (2) 枯損及び災害により樹林としての形態を失ったとき。
- (3) 公共団体が行う事業に協力するとき。
- (4) 条例第19条第1項に規定する保存の義務を怠るとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(助成金等)

- 第7条 条例第20条に規定する助成の額は、次の基準によって交付する。
 - (1) 助成金は敷地面積の樹林をなしている土地の年額の固定資産税及び都市計画税相当額とする。
 - (2) 奨励補助金は樹林部分の面積が100平方メートルあたり、年額500円とする。100平方メートルに満たない場合にあっては、100平方メートルとして計算する。
 - (3) 年度途中で保存樹林の指定をしたとき、又は解除したときの助成金及び奨励補助金(以下「助成金等」という。)の額は月割(1月未満の端数があるときは、1月とする。)により計算して得た額とする。
 - (4) 条例第23条第1項に定めるみどりの管理団体が所有者に代わり保存樹林を管理している場合は、保存樹林の所有者に奨励補助金は支払わないものとする。

(助成金等の交付の申請)

- 第8条 条例第20条の規定により助成を受けようとする者は、保存樹林等助成金及び奨励補助金交付申請書(第3号様式)により市長に申請するものとする。
- 2 前項の申請は、毎年3月に行うものとする。ただし、年度途中で指定の期間が満了した時、又は指定を解除したときは、申請に基づき交付する。

(助成金等の交付の決定)

- 第9条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を調査し、適当と認めた ときは、速やかに助成金等の交付を決定するものとする。
- 2 市長は、助成金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を保存樹林等 助成金及び奨励補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

保存樹林等指定 (新規·継続) 申出書

崎 市 長						Л	Н
		氏電	名話	ì	見則第 4	1条第1	項の規定
申請します。							
☑	保存樹材	7		□ 1	保存樹	木	
茅ヶ崎市							
保	存樹林	:		1	呆存 樹	村木	
主な樹種				樹種			
申請者 氏 名電 話 ボケ崎市みどりの保全等に関する条例第16条第1項及び施行規則第4章 より、次のとおり申請します。 申請区分		m					
面積			m²	幹 回 り			m
その他				枝葉面積	約		hẩ
	中 image	申 請 者 (保全等に関する条例) 申請します。 (保存樹材	住 申請者 氏電 保全等に関する条例第16条 申請します。 ☑保存樹林 茅ヶ崎市 保存樹林 車はおりである。 ※保存樹林 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	住 所 申請者 氏 名 電 話 保全等に関する条例第16条第1項申請します。 ☑保存樹林 茅ヶ崎市 — 保存樹林 主な樹種 平均樹高 面積 m 面積 m m	崎 市 長 住 所 名 話 R全等に関する条例第16条第1項及び施行 申請します。 ☑保存樹林 下 体 を 樹 林 主 な 樹 種 平 均 樹 高 面 積 ㎡ 幹 回 り	住 所 申請者 氏 名 電 話 (保全等に関する条例第16条第1項及び施行規則第4 申請します。 □ 保存樹林 □ 保存樹 ボケ崎市 □ 保存樹 林 □ 保存樹 車な樹種 □ 中 樹 種 ■ 一 樹 高 面 積 ㎡ 幹回り	 崎 市 長 住 所 申 請 者 氏 名 電 話 一保全等に関する条例第16条第1項及び施行規則第4条第1年申請します。 □ 保存樹木 □ 保存樹木 □ 保存樹木 □ 株存樹木 □ 株存材本 □ 株存材本 □ 株存樹木 □ 株存材本 □ 株存樹本 □ 株成本 □ 株成本<

保存樹林等指定決定通知書

				茅	景み	第	号		
				年	Ē	月	目		
	様								
			-11-	14a-1.			_		
			茅ケ	崎市長		E	<u>1</u>)		
茅ヶ崎市みどりの保	- 全生に関す	スタ例第16	冬第9項の	担定により	₩ <i>0</i>)	しおり通	6年11年		
- オグ 刷 II か C り の 体 - す。	土守に因り	3 未内労10	未另 Z 强 (7)	がたにより	, 10,000 i	これりた			
7 0									
1 申請区分	1 申請区分 ☑保存樹林			□保存樹木					
2 所 在 地	茅ヶ崎市	•							
J /// IL 70	21 7 1411								
3 指定番号			_	_					
0 11 /C H /									
4 指定期間	年	月	日~	年	月	日			
	保存樹林 保存樹木				木				
	主な樹種			樹種					
5 指定内容	平均樹高		m	樹高			m		
	十岁傾同		111	1 同		$\overline{}$	111		
	面積		m²	幹 回 り			m		
	その他			枝葉面積	約		N ²		
0 /#: +y.									
6 備 考									

保存樹林等助成金及び奨励補助金交付申請書

(あて先)茅 ヶ	崎 市 長		年	三 月	B		
住 所 申請者氏名 電話 ボケ崎市みどりの保全等に関する条例第20条及び茅ヶ崎市保存樹林指定要綱第8条に基づき、年度保存樹林等助成金及び奨励補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。							
1 申請区分	☑保存樹林	☑保存樹林 □保存樹木					
2 指定番号	-	3 指定年	月日	年	月 日		
4 面 積		5 主な樹種					
6 指定期間	年 月	日 ~	年	月	月		
7 交付申請額							
		保	存樹木				
8 指定内容	固定資産税相当額 都市計画税相当額	円			۵)		
	奨励補助金	円		2本目以降(;			
9 補助金の使用目的	指定樹林等の維持管理のため						
10 添付書類			受付印				

保存樹林等助成金及び奨励補助金交付決定通知書

			茅具	景み第		号
				年	月	日
住所						
氏 名	様					
		茅ヶ崎	市長			
年 月 日付け については、次のとおりる により通知します。	で申請のありました ど付を決定しましたの [~]					
1 補助金額					円	
2 補助の条件						